

JARD（日本アマチュア無線振興協会）による

「新スプリアス」対応保証認定制度について

平成 19 年 11 月 30 日以前に製造された古い無線機を平成 34 年 12 月 1 日以降も使用する
場合について、総務省公示「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」が一部改正（平
成 28 年 6 月 30 日付）されたことにより、アマチュア局独自の方法として「新スプリアス
規格の確認に係る保証（スプリアス確認保証）」制度が開始されました。

出願する場合は

- ① 書面、メール、WEB のうち何れかの手段で、JARD に「スプリアス確認保証願」およ
び「スプリアス発射および不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」を提
出する。（保証料が掛かります）
- ② JARD は「スプリアス確認保証願」に対する「保証書」および、「スプリアス発射およ
び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」を総合通信局に送付する。
- ③ この時点で JARD は出願者あてに「スプリアス確認保証通知書」を送付する。
- ④ 総通では新規適合機として登録（認定）する。
- ⑤ 平成 34 年 12 月 1 日以降の使用が認められる。

なお、JARD が認定するスプリアス確認保証の対象機器は平成 28 年 9 月現在 845 機種で
あり、実態調査（実力値測定）が進むにつれてさらに増加するものと考えられます。
該当する無線機一覧は JARD の HP を参照して下さい。

<https://www.jard.or.jp/index.html>